

## 動物愛護管理基本指針（仮称）（素案）に関する

### 意見の募集（パブリックコメント）について

平成18年7月20日（木）  
自然環境局総務課動物愛護管理室  
室長：築島 明（6484）  
室長補佐：石井 敦子（6427）

環境省では、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下、「法」という。）第5条第1項に基づき中央環境審議会動物愛護部会において動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）の検討を行っているところです。

6月29日（木）に開催された同部会で、「動物愛護管理基本指針（仮称）」の素案が取りまとめられましたので、これに関し、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、7月20日（木）～8月21日（月）の間、パブリックコメントを実施します。

#### 1 意見募集対象

「動物愛護管理基本指針（仮称）（素案）」（別添資料）

#### 2 指針の策定の概要

「基本指針」の策定は、改正動物愛護管理法（本年6月施行）に、新たに盛り込まれた措置となっており、概要は次のとおりです。

##### 参照条文

第5条 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 次条第1項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項
- 三 その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

#### （1）基本的枠組み

10か年計画とし、構成は次のとおりとする。なお、策定後5年目に見直しを検討。

動物の愛護及び管理の基本的考え方

今後の施策展開の方向

動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

基本指針の点検及び見直し

#### （2）主なポイント

動物の愛護及び管理の基本的考え方

- ・命に対する感謝と畏敬の念を動物の取扱いに反映

- ・周囲に危害や迷惑をかけないように、飼い主は、動物の飼養・保管に伴う責任を十分に自覚
- ・動物の愛護及び管理について共感と参加を呼び起こすことのできる理念の形成  
今後の施策展開の方向
- ・不妊去勢措置の推進により、犬及びねこの引取数を半減（42万頭 21万頭）
- ・普及啓発、個体識別等の推進により、動物の遺棄防止等を徹底
- ・ガイドラインの策定等により、所有者のいないねこ等の適正管理を推進
- ・登録制度の着実な運用により、動物取扱業の一層の適正化を推進
- ・動物愛護管理推進員の委嘱を推進（21自治体 98自治体）

#### 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

- ・10か年計画として、平成19年度末までに一斉に策定
- ・策定に当たっては、地域の事情に応じて、計画事項等を創意工夫するとともに、多様な意見の集約及び合意形成の確保に努める

#### 基本指針の点検及び見直し

- ・毎年、基本指針の達成状況を点検等する。
- ・策定後、5年目に見直しを検討する。

### 3 意見募集期間

平成18年7月20日（木）～平成18年8月21日（月）18：00必着  
郵送の場合は同日必着

### 4 意見の提出方法

「意見提出用紙」の様式により、氏名、連絡先（住所及び電話番号）、職業（又は所属団体）等を必ず明記の上、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

提出された意見は、その概要を取りまとめて公表するとともに、同部会において報告します。

電子メールの場合：「意見提出用紙」の形式に従い、必ず本文にテキスト形式で記載してください。（添付ファイルによる御意見の提出は御遠慮願います。）

FAXの場合：「意見提出用紙」の形式に従ってA4サイズ用の紙に記載の上、提出してください。

郵送の場合：「意見提出用紙」の形式に従ってA4サイズの用紙に記載の上、提出してください。

#### <注意事項>

意見は、日本語で提出願います。

意見は、具体的な修正文の形で提出願います。募集要領に即して記述されていない場合及び締切日までに到着しなかった場合は、無効とさせていただきます。

電話での御意見は受けかねます。また、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。

[ 意見提出用紙 ] の形式

宛先：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室あて

氏名：

職業（会社名又は団体名）：

住所：

電話番号：

意見

< 動物愛護管理基本指針（仮称）（素案） >

< 該当箇所 >

< 修正文（意見） >

次のように、具体的に修正文（意見）を御提示ください。

「            」を追加すべき

「            」を削除すべき

「            」を「            」と修正すべき

< 理 由 >

5 意見提出先

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

電子メールの場合：shizen-some@env.go.jp

FAX の場合：03-3508-9278

郵送の場合：〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

6 資料の入手方法

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室において配布

環境省ホームページ（アドレス <http://www.env.go.jp/info/iken.html>）

郵送による送付

140 円切手を添付した返信用封筒A4版（郵便番号、住所、氏名及び動物愛護管理基本指針（仮称）（素案）等の資料希望と必ず明記）を同封の上、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室あて送付してください。

7 添付資料

別添資料 動物愛護管理基本指針（仮称）（素案）